

第6回障害者の地域生活支援も踏まえた 障害者支援施設の在り方に係る検討会	
令和8年7月21日	参考資料1

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会 開催要綱

1. 趣旨

障害者支援施設については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第5条11項により「障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設」と規定されている施設である。具体的には、障害者に対し、主として夜間においては「施設入所支援」を提供するとともに、昼間は「生活介護」などの日中活動支援を行う社会福祉施設である。

障害者支援施設は地域移行を推進すること、重度障害者等への専門的な支援を行うことなど、様々な役割があるが、今後、更なる地域移行を進めて行くため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められている。

これらを踏まえ、障害者支援施設の役割・機能等、その在り方を検討するため、「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」を開催する。

2. 検討事項

- （1）障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について
- （2）その他

3. 構成等

- （1）本検討会は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が学識経験者、関係者の参集を求めて開催する。
- （2）構成員は、別紙のとおりとする。
- （3）本検討会に、座長及び座長代理を置く。
- （4）本検討会の座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は構成員の中から座長が指名する。
- （5）座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招聘することができる。
- （6）その他、検討会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

4. その他

- （1）本検討会の庶務は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が行う。
- （2）検討会の議事、資料及び議事録は原則として公開とする。

(別紙)

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会
構成員名簿

(敬称略、五十音順)

安部井	聖子	全国重症心身障害児（者）を守る会	会長
荒井	隆一	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会	代表
今村	登	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	事務局次長
岩上	洋一	一般社団法人 全国地域で暮らそうネットワーク	代表理事
岡部	浩之	特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク	副理事長
◎小澤	温	筑波大学	名誉教授
上坂	かおり	江戸川区福祉部障害者福祉課	課長
児玉	和夫	公益社団法人 日本重症心身障害福祉協会	理事長
佐々木	桃子	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会	会長
佐藤	則子	当事者構成員	
相馬	大祐	長野大学 社会福祉学部	准教授
○曾根	直樹	日本社会事業大学 社会事業研究所	客員教授
富岡	貴生	特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会	代表理事
長澤	忠行	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課	課長
野澤	和弘	植草学園大学	副学長
樋口	幸雄	公益財団法人 日本知的障害者福祉協会	会長
福嶋	翔太	当事者構成員	
松久保	和俊	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会	常任協議員
三浦	貴子	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会	副会長
横川	豊隆	当事者構成員	

◎座長、○座長代理